

1 施設の平等利用が確保されること。

当該2施設は、公の施設であることから、施設の利用については、地方自治法第244条3項で「普通地方公共団体は、市民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない」と規定されており、指定管理者もこの規定の適応を受けます。このため、施設の全スタッフが条例を遵守し、徹底したマニュアルによる統一した対応をするべく、日常的な指導やスタッフ研修を実施し、管理・運営を行ってまいります。特定の団体や利用者に偏った貸出を行わないよう、条例だけでなく、過去の実例をスタッフ間で共有することで、全スタッフが公平に対応できる体制を整え、運営してまいります。また、多くの人に気軽に施設をご利用いただけるよう、館内の案内表示やパンフレット等にユニバーサルデザインの視点を取り入れます。接遇研修、管理運営の研修等を実施し、誰にとっても「公平な対応」で「わかりやすく、使いやすい」施設を目指し、利便性の向上に努めてまいります。

2 施設の効用が最大限に発揮されること。

施設の利用者のためのサービス向上は、施設管理をする上で大変重要な要素だと捉えております。施設利用者の方に、「来てよかった。ぜひ、また利用したい」と感じてもらえるようなホスピタリティーの高い施設運営、サービスの向上に努めます。公の施設を運営する上で、利用者ニーズや意見・苦情等の把握は、利用者の満足度を測るだけでなく、施設運営を行う上で大変重要な業務のひとつだと捉えております。また、「施設は地域と共に発展する」という考えのもと、指定管理者として「本市における、文化活動や文化に関する交流推進」という施設の設置目的、市の中心部に位置するという利便性を最大限活かし、当該施設のみならず、私たちが管理する埋門ノ館、唐津市民交流プラザ等指定管理施設とも連携を図ることで、様々な相乗効果を生み、地域全体の総合力を高め、その結果として地域振興へ貢献できるものと考え活動します。

3 管理に係る経費の縮減が図られること。

公の施設を指定管理業務とする最大の目的は、サービスの向上と経費の縮減にあります。民間ならではのノウハウや人財の能力を活かし、サービスの質を下げることなく、維持費や経費の縮減に取り組みます。

- 1.これまでの施設管理運営経験で得たノウハウを活かし、少人数でも十分な管理運営の実現やサービスを提供できる運営体制で業務を遂行致します。
- 2.軽微な修繕は、材料を用意し、スタッフ自ら実施することで、コスト削減を図ります。
- 3.施設の管理運営をDX化させます。管理体制のデジタル化やペーパーレス化を図ります。
- 4.最小の経費で最大の効果が得られるよう全業務に対して点検、見直しを行います。
- 5.維持管理費を縮減させるだけでなく、縮減した経費を使用し、利用者より要望の多い設備の導入や細かいメンテナンスなど、更なるサービス向上を実現させます。

4 管理を行う物的、人的能力を有していること。

パートナーズのメンバーである公益財団法人唐津市文化事業団は、市内5か所の指定管理施設の指定管理者として、現在も各施設を適切に管理運営中でございます。また、アスタスク株式会社は、令和3年度より「唐津市民交流プラザ」の指定管理者であり、令和6年度現在も適切に管理運営中でございます。このため、当該指定管理施設を適正に管理運営するための能力は十分保有していると言えます。

また、今後当該施設の管理運営や自主事業を行う上で、スタッフの就業満足度は高く、パートナーズを構成する各団体の財務・経営基盤もしっかり整っており、管理運営能力に何ら問題点はございません。

私たちは、常に「コンプライアンスの徹底」に努め、利用者の満足度向上を目指し、地元の皆様のご意見やご指導を仰ぎながら、まずは当該施設が、市内、県内はもとより、国内外から多くのお客様に來ていただける交流文化集客施設となるよう、市民の力で設立したパートナーズとしてしっかり管理運営に努めてまいります。